

予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願についての賛成意見

しもおく奈歩議員

請願第 65 号、「予防接種健康被害救済制度の周知を求める」請願について賛成の立場から意見を述べます。

新型コロナのワクチン接種に伴う健康被害については、2025年 12 月 5 日時点で、1万 4514 件の申請が受理されており、9392 件が健康被害の認定を受けている、と厚生労働省のホームページに掲載されています。相当な数です。健康被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県民の健康を守るために必要な予防接種ですが、残念なことに重篤な副反応による健康被害が、まれながらも不可避免的に発生しています。国は公費で予防接種を推奨する責任の一環として、予防接種健康被害救済制度を設けています。この制度は、接種に係る過失の有無を問わず、予防接種と健康被害の因果関係が認定された方を迅速に救済することを目的としています。

認定は厚生労働大臣が行いますが、申請と給付は市町村が窓口です。都道府県は、市町村からの請求申請を国に伝え、また国からの認定結果を市町村に通知することになっています。県は国と市町村をつなぐ大事な位置で仕事をしているのです。認定に当たって国は、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によっておこることを否定できない場合も対象とする」という方針で審査をしていることになっています。迅速な救済のためには大切な視点です。

しかし実際にはどうでしょうか。被害者のご家族からお話をうかがいましたが、申請するのは簡単ではありません。予防接種前後のカルテなど医療機関の理解と協力なしには申請のための書類をそろえることはできません。それ以外にも膨大な書類を整えることが健康被害を受けて苦しんでいる本人や家族に求められています。被害者に大変な労力を強いているのが現実です。

被害を受けた県民を誰一人として取り残さず、救済するためには、国や市町村任せにせず、県として役割を果たすことが必要です。とりわけ医療機関と医師へ必要な周知を行うことは県に期待される大事な役割です。

制度を有効に機能させるために、健康被害者からの声に真摯に耳を傾け、愛知県としてこれまで以上に積極的に制度の周知に努めていただくことを私からも強く求めて請願への賛成意見とします。